

# 施策評価シート (評価対象年度：平成30年度)

## 1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	3 権利擁護の強化	② 施策番号	4504
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 地域福祉の推進		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	長寿社会推進課		

## 2. 施策の現状把握

### [1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	判断能力の低下した65歳以上の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	判断能力の低下した65歳以上の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が、財産の管理や介護サービス等を安心して適切に利用できるよう、成年後見人や市民後見人の支援を行う。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	国等においては、近年の悪質な詐欺等の多発、契約に基づくサービスの利用等、個人の判断能力を要する時代背景から、上記対象としている“いわゆる社会的弱者”が、適切なサービスを利用し住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けることができる“地域包括ケアシステム”を構築していく上で、必要な事業として捉えられている。

### [2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 認められた件数 計算式:	件	成年後見制度利用が認められ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようになった人の数を示すことで施策の達成度合いを見ることができる。
② 市民後見人受任者 計算式:	人	市民後見人として受任され、現に活動されている方。
③ 市民後見人バンク登録者 計算式:	人	市民後見人として一定の研修を終了された方で、今後、市民後見人として、受任される方。

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考	
① 認められた件数	件	目標値	5	5	5	—	—	
		実績値	5	1	0	—	—	
		達成率	100.0%	20.0%	0.0%			
② 市民後見人受任者	人	目標値	—	—	—	2	2	目標:計10人
		実績値	3	3	4	—	—	
		達成率						
③ 市民後見人バンク登録者	人	目標値	12	14	15	16	17	目標:計20人
		実績値	12	14	15	—	—	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

### [3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標					総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H230実績	R1見込	総合評価	今後の方針	
1	成年後見制度等制度利用事業	認められた件数	件	1	0	3	1,902	1,792	1,795	A	ア	○
2	市民後見推進事業	市民後見人バンク登録者数	人	14	15	16	2,270	2,198	1,650	A	ア	◎
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	2						4,172	3,990	3,445			

### 3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	成年後見人制度利用事業や市民後見推進事業は、“いわゆる社会的弱者”を含むすべての方が、住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」を構築するために欠かせない事業であると考えている。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2〔2〕の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	成年後見人制度を必要としている方の把握やそのニーズ、更に制度の周知。また、市民後見人については、完全ボランティアであることから、地域福祉力の普及。(地域住民のエンパワーメントからリーダーシップの発揮)
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	成年後見制度については、平成24年4月の改正老人福祉法の施行により、市の努力義務として、成年後見等に係る体制の整備を行うことが規定され、市町村は、市民後見人の育成及びその活用を図るため、市民後見人を養成し、その支援体制を構築していくことが必要となった。具体的には、制度利用が必要であるものの、申し立てを行う親族などがいない“いわゆる社会的弱者”について、市長申立てを行い、資力のある方は本人負担、資力のない方については、市が負担する。成年後見制度についての理解を深めることが必要であり、成年後見制度や市民後見人についての研修を開催する。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2〔3〕を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	適正であると考えます。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2〔3〕において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	市民後見推進事業は、市民の完全ボランティアということもあり、“地域の互助力”と捉えることができ、地域包括ケアシステム構築のポイントといえる。 成年後見制度については、弁護士、司法書士等といった専門職が選任される。いずれにしても、縮小のできない事業と位置付けている。

### 4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	A	取組みや展開等は、評価できるものの、制度等の普及啓発、市民後見人のモチベーション等の維持向上に課題がある。	

### 5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組み改善案)	積極的な普及啓発を図る。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組み改善案)	積極的な普及啓発を図る。
中長期的対応 (3~5年をめぐりに取り組み改善案)	積極的な普及啓発を図る。

### 6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	B	権利擁護に向けた事業実施による取組みが適切に実施されている。 住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにするためにも、権利擁護の制度について普及啓発への取組を継続されたい。	